

村井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国保行政についてであります。

2011 年度（平成 23 年度）の国民健康保険特別会計の決算における黒字につきましては、今年度精算する国庫負担金等の返還金 4 億 8 4 0 0 円余を含んでおり、実質の黒字額は、約 1 3 億 5 0 0 0 万円であります。

黒字の主な要因としましては、歳出において、

- ・保険給付費 約 4 億 1 5 0 0 万円
- ・予備費 約 4 億 8 2 0 0 万円

が未執行となり、また、歳入におきましては、

- ・当初予算において計上していない

国の特別調整交付金のうち、いわゆる特々調 3 億 9 3 0 0 万円が確保できたことなどが、主な要因と考えております。

この実質の黒字額 約 1 3 億 5 0 0 0 万円のうち、本年度の保険税率を据え置くために、約 4 億 2 8 0 0 万円を充当し、一人当たり約 6 7 0 0 円を、予算単価から引き下げているところであります。

医療費が、毎年 4 % 程度上昇している中、今後とも保険税の急激な上昇を抑制し、安定した保険税水準を維持するためには、一定程度の基金の保有は、必要と考えております。

なお、財政調整基金につきましては、

- ・ 保険税の減免に対応するために2億5500万円
- ・ 特定健康診査の無料化を継続するために2億円
- ・ 制度規制への対応や

年度間の財政調整として4億4500万円、合計で9億円を積み立て、今後の安定的な財政運営を図る事としております。

次に、一部負担金の減免制度についてであります。制度の内容につきましては、ホームページや広報紙に掲載するほか、保険証送付時に同封する「国保のしおり」などにより、周知に努めているところであります。

また、減免制度の運用基準につきましては、国からの通知に基づき、昨年度、拡充したところであります。

なお、広島県において、広域化に向けた作業部会が設置され、減免制度についても議論されることとされており、この検討状況を踏まえる中で対応して参りたいと考えております。

以上

次に、重伝建の選定についてであります。

鞆のまちづくりは、県と一体となって「町並み保存」と「埋立架橋」を両輪として、総合的に取り組んできた経緯があります。

にもかかわらず、県が一方的に方針転換を打ち出したことで、伝建地区の都市計画決定に際し、住民の皆様と合意形成した根底が崩れることから我々とい

たしましては、この状況で、重伝建選定に向けた、住民の理解と協力が再度得られるのか、また、県の方針でこのまま進められれば、町並み保存事業にご協力いただいた住民の皆様とこれまで築きあげてきた行政との信頼関係が崩れてしまうのではないかと、危惧をしているところであります。

現在も、県の方針転換に対して、住民はとまどい、納得ができていない状況にあると聞いております。

重伝建に選定につきましては、保存計画の策定を含めて、これからの県の動向や、地元の意向などの確認しながら、住民の皆様にご理解をいただく中で、作業を進める必要があると考えております。

なお、補完調査につきましては、一昨年度から2か年で実施した現地調査の成果を、専門家の意見を聞きながら報告書にまとめる作業を行っているところであり、発行までにもう少し時間を要するものと考えております。

次に、鞆の今後の発展についてであります。鞆の町並を含めた歴史、文化、景観は、そこに暮らす住民があつてこそのものであり、現在、生活している方や、その子、孫の世代まで住み続け、継承していくことのできる環境づくりが最も重要であると、認識いたしております。

以上

次に道路問題についてであります。

まず、福山市における維持、補修及び更新予算の見込み額についてでありま

す。

橋梁につきましては、現在、約3100橋の長寿命化修繕計画を策定中ですが、策定済の580橋について、今までの事後的な修繕等の行った場合には、今後60年間で約80億円が必要と試算しております。

その他の道路などの施設につきましては、補修計画を策定していないため、試算は行っておりません。

次に福山道路等6路線の建設計画についてであります。

福山道路等の幹線道路網は、本市が将来にわたって持続的に発展するために、必要な都市基盤と考えており、引き続き、事業者である国・県と一体となって早期整備を推進して参る考えであり、建設計画の中止は考えておりません。

次に、公共事業のあり方についてであります。

今後の公共事業につきましては、選択と集中を図る中で、本市の発展に必要な事業は進めてまいります。

また、既存施設の耐震化や長寿命化対策などの維持管理は、安心・安全なまちづくりの観点から重要と考えております。

社会資本整備総合交付金は、整備事業だけでなく、維持修繕についても、施設の長寿命化計画等を策定すれば適用の対象となります。

現在は、橋梁の長寿命化修繕事業に活用しているところであり、今度は、他の施設修繕にも、この交付金を有効かつ効率的に活用してまいりたいと考えて

おります。

次に道路建設に関する住民合意のあり方についてであります。

福山道路等の幹線道路網整備においては、事業説明や設計協議など、事業の進捗に応じた各種の説明会を開催すること等により、関係する地域・地区の合意を得る中で、事業の推進を図っております。

自治体（町内会）には地区を代表する組織として、設計協議開催の日程調整や、地元意見のとりまとめ等に、ご協力をいただいておりますが、設計協議は地区全体を対象に開催しており、会長や役員のみで行っているものではありません。

また、設計協議確認書は、機能補償の方法や周辺整備等について、合意いただいた事項を、事業者と地区が確認するために作成しているものであり、自治体会長（町内会長）には、地区の代表者として、記名・押印をお願いしているものであります。

以上

次に、水路転落死亡事故と緊急安全対策についてであります。

水路転落事故は、65歳以上の高齢者や自転車走行中に、誤って転落されたものが多いと認識しております。

これまで、転落防止柵の設置や水路の蓋がけ等を行う、緊急箇所整備事業を、市の重点事業として、実施してきたところであり、今後とも、市の安心・安全

の確保を図るため、地元協議が整った箇所から、安全対策を計画的に実施してまいります。

なお、手城地域については、現在、自治会連合会をはじめ土木常設員、水利関係者と安全対策の実施に向けて協議を行っているところであり、協議が整った箇所から計画的に実施してまいります。

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

まず、進捗状況につきましては、本年7月に第2回審議会を開催し、換地設計に必要な「土地評価基準」などを決定する「評価員」の選任について上程しましたが、事業手法に賛同出来ないことを理由に、継続審議となっております。

評価員は審議会の同意を得て選任しなければならないと規定されていることから、現時点では、事業の進捗は図られておりません。

審議会は、各委員が公平・中立な立場で関係地権者の換地が適正に行われているかを審議する機関であり、事業の賛否を審議する機関でないことから、審議会の役割等について、理解頂けるよう取り組んでいるところであります。

次に、住民合意についてであります。

「川南土地区画整理事業を推進する会」が、約1年かけて、葉書、訪問、電話等により意向確認を行った結果や市独自で行った個別訪問等による意向調査においても、約7割の賛同を確認したものであります。

次に、測量実施などについてであります。

測量実施については、審議会の同意事項ではなく、測量や調査が必要な場合においては、法令等に基づき、適正に対処してまいります。

スプロール化が進んでいる川南地区を面的に整備改善できる優れた整備手法として、都市計画決定を受けた土地区画整理事業により、本市北東地域の生活拠点として良好な市街地の形成を図ることが重要であると考えており、今後とも、事業が推進されるよう取り組んでまいります。

以上

次に、環境行政についてであります。

本市では、現在6カ所の施設において、し尿・浄化槽汚泥の処理を行っておりますが、新浜・新市・深品し尿処理上の3施設については築後約40年を経過し、老朽化が著しいため、3施設を統合し、現在建設中の（仮称）福山市汚泥再生処理センターで処理をすることとしたものであります。

なお、廃止する3施設については、安定的、効率的な収集体制を構築するため、また危機管理面からも、中継施設としての整備が必要なものであり、建設費用は、有利な合併特例債などを活用するものです。

また、町内会と市との約束についてのお尋ねですが、1985年（昭和60年）の回答書では、新浜処理場に関して

「芦田川流域関連公共下水道の幹線完了時までには、し尿処理施設を含めて廃止いたします。なお、廃止問題につきましては、継続して協議してまいります」

としております。

新浜し尿処理施設は（仮称）福山市汚泥再生処理センターの供用開始に併せて、今年度末に、処理施設としては廃止する予定であり、市としては、地元へ回答した内容に沿って、対応をしているものであります。

なお、地元同意につきましては、2010年（平成22年）11月から、計7回の地元説明会の開催する中で、本年3月、学区町内会連合会の会議で施設の必要性など、事業の推進にご理解をいただいたものであります。

今後とも、学区町内会連合会を窓口として、地域住民の皆様に、更なる理解を得るよう、努めてまいります。

以上

次に競馬事業についてであります。

先ず、競馬関係者の再就職や生活支援については、事業主として、庁内組織「競馬連絡調整会議」を設置するとともに、競馬事務局内に「総合相談窓口」を設置し、再就職や生活の支援などに取り組んで参ります。

また、「職業訓練」についても、競馬関係者の意向を十分に伺う中で適切に対応して参ります。

次に、競走馬の活用についてであります。

本市で競走馬を活用することは、考えておりません。



次に、競馬場の跡地利用については、現時点では未定であります。本市の将来の発展に活かせるよう、今後、検討して参ります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、発達障害児の特別支援学級開設についてであります。

現在、障害のある児童生徒が実態に応じた特別な指導を受ける場として、学校教育法等の法令に基づき、特別支援学級及び通級指導教室を設置しているところ です。

「特別支援教室」は発達障害を含む、障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、必要な時間に、自校で特別な指導を受ける教室として、中央教育審議会が答申しているものであり、現在、文部科学省が、研究開発学校において調査研究を行っているところ です。

教育委員会といたしましては、こうした国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

特別支援学級へ配置する教員につきましては、引き続き、専門性向上講座等を実施して資質向上を図ってまいります。

次に、中学校給食と食育についてであります。

本市では、食育基本法に基づいて福山市食育推進計画を策定し食文化の継承や地産地消、食の安心・安全に数値目標を掲げ取り組んでいるところ です。

中学校における食育につきましては、学校ごとに食に関する指導の全体計画を立て、各教科・領域において取り組んでおります。

なお、中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食の継続してまいりたいと考えております。

以上